第８節　報　　道

第１　在留資格の審査

１　報道の在留資格について

「報道」の在留資格は、外国の報道機関から派遣される記者、カメラマン等を受け入れるために設けられたものである。

２　該当範囲

入管法別表第１の１の表の「報道」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

具体的には、次に掲げる者が外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動が該当する。

（１）外国の報道機関に雇用されている者で、当該報道機関から報道上の活動を行うために本邦に派遣されたもの

（２）特定の報道機関に属さず、フリーランサーとして活動する記者等で、外国の報道機関と契約を締結して当該報道機関のために報道上の活動を行うもの

３　審査のポイント

（１）在留資格の決定時

ア　申請書の入国目的欄又は希望する在留資格欄が「報道」であること及び申請書の勤務先又は活動先欄、契約を締結している報道機関、職歴及び職務内容欄並びに立証資料により活動内容が「報道」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄及び立証資料により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「報道」の在留資格をもって活動するのに十分な額であることを確認する。

（注）申請人の所属する機関が存在しない場合は、「所属機関等作成用」は、申請人が作成するものとする（在留期間の更新時において同じ。）。

（２）在留期間の更新時

ア　申請書の勤務先又は活動先及び職務内容欄並びに立証資料により、活動内容が引き続き「報道」の在留資格に該当するものであることを確認する。

イ　申請書の給与・報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書により、その報酬が申請人が本邦で就労を予定する期間において、「報道」の在留資格をもって活動するに十分な額であることを確認する。

４　審査の留意事項

（１）「外国の報道機関」とは、外国に本社を置く新聞社、通信社、放送局、ニュース映画会社等報道を目的とする機関をいう。

（注）①　報道機関は民営・国（公）営を問わない。

②　[redacted]

（２）「取材その他の報道上の活動」の「取材」は例示であり、社会の出来事を広く一般に知らせるために行う取材のほか、報道を行う上で必要となる撮影や編集、放送等一切の活動が含まれる。具体的には、新聞記者、雑誌記者、ルポライター、編集長、編集者、報道カメラマン、報道カメラマン助手、ラジオのアナウンサー、テレビのアナウンサー、等としての活動が該当する。ただし、これらの者の行う活動であっても、報道に係る活動ではないもの（例えば、テレビの芸能番組の製作に係る活動）は含まれない。

（３）「報道」の在留資格を決定するためには、申請人が本邦で「報道」の在留資格に該当する活動を行い、当該活動によって安定的、継続的に本邦に在留する上で必要かつ十分な収入を得られることが必要である。

（４）スポーツ選手等に同行し、短期間の取材等を行う活動は、「短期滞在」の在留資格に該当する。

なお、査証免除取決めにより、かかる活動を行おうとする場合であっても、協定上査証免除の対象としていない国（アメリカ）の者の場合は、査証を必要とすることに留意する。

（５）外国の報道機関から派遣されること

テレビの番組制作等に係る活動については、「報道」ではなく、「興行」等他の在留資格に該当する場合がある。

（６）報道上の活動であっても、外国人が日本に本社のある報道機関との契約に基づいて行う活動は、「報道」の在留資格には該当しない。

外国人の従事する活動が社会学、政治学、経済理論等人文科学の知識を必要とする業務に従事する活動として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

５　立証資料

第３１節別表のとおり。

６　在留期間

在留期間	運用
５年	次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ①　申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出等）を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ②　学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあっては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。） ③　カテゴリー１（外務省報道官から外国記者登録証を発給された者を雇用する外国の報道機関に雇用される場合）に該当するもの ④　③以外の場合は、「報道」の在留資格で３年又は５年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き５年以上「報道」の在留資格に該当する活動を行っているもの ⑤　就労予定期間が３年を超えるもの
３年	次のいずれかに該当するもの ①　次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超え３年以内であるもの ②　５年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの ａ　５年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの ｂ　就労予定期間が１年を超えるもの ③　５年、１年又は３月の項のいずれにも該当しないもの
１年	次のいずれかに該当するもの（３月の項に該当するものを除く。） ①　３年又は１年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に５年の在留期間の項の①又は②のいずれかの要件を満たさないもの ②　職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を１

	年に１度確認する必要があるもの ③　就労予定期間が１年以下であるもの ④ [redacted] （注）[redacted]
３月	就労予定期間が３月以下であるもの

※１　申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

２　刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

３ [redacted]

（１）[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

（２）[redacted]

４　中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り３月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「３月」ではなく「１年」を決定する。